

福岡市下水道技術検討委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市下水道技術検討委員会(以下「委員会」という)の所掌事務、組織、委員、その他の構成員及びその運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項及びその他必要事項について専門的に検討し、その結果を道路下水道局長に報告するものとする。

- (1) 下水汚泥の処理処分に関すること。
- (2) 高度処理の導入に関すること。
- (3) 下水道施設の省資源、省エネルギー化に関すること。
- (4) 下水処理水の有効利用に関すること。

(守秘義務)

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他委員として適当と認められる者

(委員の任期)

第5条 1. 委員の任期は、2年とする。
2. 委員は、再任されることができる。

(委員長、副委員長)

第6条 1. 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
2. 委員長は、委員の中から互選する。
3. 副委員長は、委員長が指名する。
4. 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
5. 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 1. 委員会は委員長が招集する。
2. 委員会は、委員長が必要と認めた場合に適宜開催する。
3. 委員長は、会議の議長となり議事を司会する。

第8条 委員会において、必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 1. 委員会の事務局は、道路下水道局計画部下水道計画課又は道路下水道局総務部下水道経営企画課に置く。
2. 事務局は本委員会に係る全ての事務を行う。

(委任)

第10条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、昭和61年 6 月16日から施行する。

この要綱は、平成20年 7 月11日から施行する。

この要綱は、平成21年 5 月25日から施行する。

この要綱は、平成22年 8 月23日から施行する。

この要綱は、平成27年 8 月31日から施行する。